

高速道路株式会社の定める算定方法一覧表

阪神高速道路株式会社

収益・費用の項目	算定方法	算定方法を定める理由
2 資金運用に係る 営業外収益	令和2事業年度においては「営業収益の比」とする	事業規模を適切に表す指標により配賦することが適切と考えられることから、「営業収益の比」を設定することとした。
3 建設中の金利以外の資金調達に係る 営業外費用	令和2事業年度においては「営業費用の比」とする	事業規模を適切に表す指標により配賦することが適切と考えられることから、「営業費用の比」を設定することとした。
5 その他の営業外 損益	令和2事業年度においては「発生の主たる要因（困難なものは、営業外収益は営業収益の比、営業外費用は営業費用の比）」とする	発生の主たる要因での配賦が困難な場合は、事業規模を適切に表す指標により配賦することが適切と考えられることから、「営業外収益は営業収益の比、営業外費用は営業費用の比」を設定することとした。
6 特別損益	令和2事業年度においては「発生の主たる要因（困難なものは、特別利益は営業収益の比、特別損失は営業費用の比）」とする	発生の主たる要因での配賦が困難な場合は、事業規模を適切に表す指標により配賦することが適切と考えられることから、「特別利益は営業収益の比、特別損失は営業費用の比」を設定することとした。